

「玉来ダム検証における検討の場」会議規約

(名称)

第1条 本会は、「玉来ダム検証における検討の場」会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である大分県が「玉来川治水対策についての対応方針」を作成するにあたり、国土交通大臣からの要請に基づき、学識経験者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

第3条 会議の委員は、大分県知事が委嘱する。

2 会議は、別表で掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は「対応方針の決定」が策定されるまでとする。

(会議の成立)

第4条 会議は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(座長)

第5条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。

2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。

3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。

4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、大分県土木建築部長が招集するものとする。

2 委員の代理出席は座長の承諾により認めるものとする。

(公開)

第7条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、大分県土木建築部河川課及び大分県竹田ダム建設事務所等に置く。

2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第5条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は平成22年12月1日から施行する。

「玉来ダム検証における検討の場」会議公開規定

(目的)

第1条 本規定は、「玉来ダム検証における検討の場」会議（以下「会議」という。）規約第7条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに大分県庁ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議の内容を録音し会議終了後速やかに議事録を作成するとともに、座長に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、「玉来ダム検証における検討の場」会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成22年12月1日から施行する。

「玉来ダム検証における検討の場」会議傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、「玉来ダム検証における検討の場」会議（以下「会議」という。）公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、会場の関係上、立ち見となる場合や入場制限を行なう場合がある。

2 受付は会議開始予定時刻の1時間前より開始する。

(入室)

第3条 傍聴者受付で受付を終了したもの（以下「傍聴者」という。）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻までとし、会議開始後の入場は認めない。

なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴者は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ② 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ③ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ④ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑤ 写真撮影、ビデオ撮影、録音は原則禁止とする。
- ⑥ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか、会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退席等の措置)

第5条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退席を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、「玉来ダム検証における検討の場」会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成22年12月1日から施行する。